

定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「または2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1または2）」に改める。

第79条第3項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の右に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条中「第25条、第27条」の右に「、第29条の2」を加え、「、第38条（第4項を除く。）」を削り、「第40条まで」の右に「（第38条第4項および第40条第5項を除く。）」を、「規程」と、「」の右に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号および第3号、第33条第1項ならびに第38条の2第1号および第3号中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第88条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第89条中第2項および第3項を削る。

第91条の次に次の章名および1条を加える。

第7章 雑則

（電磁的記録等）

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第15条第1項（第66条および第87条において準用する場合を含む。）および第77条第1項ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指

定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第3条中「法第115条の2第1項」を「法第115条の12第1項」に改める。

（草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年草津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）」を

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）」に

第7章 雑則（第35条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言

動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置）

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第1項第9号中「行う会議」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第2項および第3項を削る。

第34条の次に次の章名および1条を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）および第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援

の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条中草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例第15条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第4条第3項および第41条の2（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第3条第5項および第29条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第4条第3項および第38条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条および第87条において準用する場合を含む。）ならびに第4条の規定による改正後の草津市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項および第28条の2（新指定介

護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第32条、第56条、第60条の12(新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新地域密着型サービス基準条例第203条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第169条および第187条、新指定居宅介護支援等基準条例第20条(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条および第81条ならびに新指定介護予防支援等基準条例第19条(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条の2(新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条および第87条において準用する場合を含む。))および新指定介護予防支援等基準条例第20条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日ま

での間、新地域密着型サービス基準条例第34条第3項(新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。))および第60条の16第2項(新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条および第203条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条および第87条において準用する場合を含む。))ならびに新指定介護予防支援等基準条例第22条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第60条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条および第203条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項および第188条第4項ならびに新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。))および第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第181条第1項第1号ア(i)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第152条第1項第3号アおよび第188条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、または全面的に改築された部分を

除く。)の居室、療養室または病室(以下この条において「居室等」という。)であって、第1条の規定による改正前の地域密着型サービス基準条例第181条第1項第1号ア(ウ)hの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第164条の2(新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第164条の3(新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第176条第1項(新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第11条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第172条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者または職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市工場立地法地域準則条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第7号

草津市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(区域ならびに緑地および環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第2項に規定する範囲内において市が定める基準を適用する区域ならびに緑地および環境施設のそれぞれの面積の敷地に対する割合は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)	環境施設面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域および同号の用途地域の指定の無い地域(以下「準工業地域等」という。)	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域および工業専用地域(以下「工業地域等」という。)	100分の5以上	100分の10以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設または同条第1号トに掲げる施設

と重複する土地および規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条の表に規定する区域および同表に規定する区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、同表に規定する地域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について敷地割合が最も高い区域に係る同表の規定を適用し、同表に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、この条例の規定の適用について、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 昭和49年6月28日までに設置されている特定工場または設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、法準則備考第1項第2号および第3号ならびに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、準工業地域等にあつては、「0.1」と、工業地域等にあつては、「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、準工業地域等にあつては、「0.15」と、工業地域等にあつては、「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、準工業地域等にあつては、「0.1」と、工業地域等にあつては、「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、準工業地域等にあつては、「0.15」と、工業地域等にあつては、「0.1」と読み替えるものとする。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第8号

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

草津市立自転車駐車場条例(昭和56年草津市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1草津市立草津駅東自転車駐車場の項中「大路一丁目707番地」を「大路一丁目1番27号」に改め、同表草津市立草津駅西口第4自転車駐車場の項を削る。

別表第2草津市立草津駅西口第4自転車駐車場の部を削る。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第9号

草津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

草津市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年草津市条例第17号)の一部を次のように改正する。

付則中「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に改め、付則に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める者の保険料の減免については、この限りでない。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第10号

草津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

草津市政務活動費の交付に関する条例（平成13年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月26日掲示済み）

草津市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第11号

草津市税条例等の一部を改正する条例

（草津市税条例の一部改正）

第1条 草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の右に「および第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項および」を「この条、次条第2項および第3項ならびに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号および第2号中「同条第4項」の右に「または第5項」を加える。

付則第7条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項

第2号ハ)に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ)を「附則第15条第27項第3号イ)」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ)を「附則第15条第27項第3号ロ)」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ)を「附則第15条第27項第3号ハ)」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項)を「附則第15条第30項)」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項)を「附則第15条第34項)」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項)を「附則第15条第35項)」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項)を「附則第15条第42項)」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項を同条第24項とし、同条第27項を同条第25項とする。

付則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第8条の2の見出し中「令和元年度または令和2年度」を「令和4年度または令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度または令和2年度分」を「令和4年度分または令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地または令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

付則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の右に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項および第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分および令和5年度分」に改め、同条第4項および第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条表以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の右に「以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の

右に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

付則第12条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第12条の2中「同条第4項」の右に「または第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第12条の2の3第2項中「同条第2項」の右に「または第3項」を、「同条第4項」の右に「または第5項」を加える。

付則第13条第1項表以外の部分中「三輪以上」を「三輪以上」に、「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項表以外の部分中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項表以外の部分中「この項および次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項表以外の部分中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、

当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第13条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

付則第14条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

付則第14条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第14条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

付則第14条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

付則第15条の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の右に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分および令和5年度分」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分および令和5年度分」に改め、同条第4項および第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第16条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条表以外の部分中「平成30年度から令和2年度ま

で」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の右に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の右に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

付則第29条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（草津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 草津市税条例等の一部を改正する条例（令和2年草津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、草津市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、草津市税条例第50条第4項の改正規定中「「または第31項」に」の右に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、草津市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、草津市税条例付則第2条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

付則第4条第1項中「および第4項」および「または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「または法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の草津市税条例

(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条および付則第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた第1条の規定による改正前の草津市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合

における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(令和3年4月1日揭示済み)

規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第7号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市国民健康保険条例施行規則(昭和56年草津市規則第6号)の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第2号から別記様式第7号までおよび別記様式第11号中「㊟」を削る。

別記様式第12号を次のように改める。

草津市介護保険特別給付すっきりさわやかサービス
実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第8号

草津市介護保険特別給付すっきりさわやかサー
ビス実施規則の一部を改正する規則

草津市介護保険特別給付すっきりさわやかサー
ビス実施規則（平成30年草津市規則第33号）の一部を次の
ように改正する。

第1条、第2条および第7条中「第7条の4」を
「第7条の3」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月22日揭示済み）

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和3年3月22日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第9号

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する
規則

草津市介護保険条例施行規則（平成12年草津市規則
第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第15条第1項関係）

介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書
要介護更新認定・要支援更新認定

草津市長 宛

受付年月日	※市記入欄	年	月	日
申請年月日	年	月	日	

次のとおり申請します。

申請書を提出した人または提出代行者名称	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院)	被保険者との関係 (提出代行者は記入不要)
		市記入欄 ※コードを記入
住所	〒	電話番号

被 保 険 者	被保険者番号		個人番号	
	フリガナ		生年月日	明・大・昭 年 月 日
	氏名		性別	男・女
	住所	〒	電話番号	
	前回の要介護認定の結果等	*要介護・要支援更新認定の場合のみ記入	要介護状態区分 1 2 3 4 5	要支援状態区分 1 2
		※14日以内に他自治体から転入した者のみ記入	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
			転出元自治体(市町村)名	[]
		現在、転出元自治体に要介護認定・要支援認定を申請中ですか。 (既に認定結果通知を受け取っている場合は「いいえ」を選択してください。)	はい・いいえ	
		「はい」の場合、申請日	年 月 日	
		過去6月間の介護保険施設・医療機関等入院、入所の有無(短期入所を除く)	有・無	
		介護保険施設・医療機関等の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日	

主治医	主治医の氏名		医療機関名	(診療科名)
	所在地	〒	電話番号	

第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入

医療保険者名		医療保険被保険者証記号番号	
特定疾病名			

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見および主治医意見書を、草津市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者もしくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師または認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

(保険証) 回収済 郵送返却 調査時回収

別記様式第20号の2を次のように改める。

様式第20号の2(第23条の2第2項関係)

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給事前申請書(受領委任払い用)									
フリガナ					保険者番号	2 5 2 0 6 4			
被保険者氏名					被保険者番号				
					個人番号				
生年月日	年 月 日生								
住所	〒				要介護度				
					介護認定 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
福祉用具名 (種目名および商品名)	製造事業者名および 販売事業者名			購入見積金額		購入予定日			
				円		年 月 日			
				円		年 月 日			
				円		年 月 日			
本人の心身状況及び福祉用具給付により改善しようとしている生活内容・動作・介護負担の軽減内容等									
福祉用具貸与状況	1 車いす関連 2 特殊寝台関連 3 床ずれ防止用具 4 体位変換器 5 手すり 6 歩行器		7 歩行補助つえ 8 徘徊感知機器 9 移動用リフト 10 スロープ 11 自動排泄処理装置		福祉用具 購入状況	1 腰掛便座 2 自動排泄処理装置の交換 可能部品 3 補助用具 4 簡易浴槽 5 移動用リフトのつり具の部分			
住宅改修の有無	(改修の内容)								
	・無し ・有り 1 手すりの取付け(外・玄関・廊下・居室・浴室・トイレ・その他) 2 段差の解消(外・玄関・廊下・居室・浴室・トイレ・その他) 3 床材の変更(外・玄関・廊下・居室・浴室・トイレ・その他) 4 引き戸などへの扉の取替え 5 洋式便器などへの便器の取替え								
居宅介護支援事業者名等					記載担当者				
草津市長 宛 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)福祉用具購入費支給の事前承認を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 (事業所名) 被保険者との続柄									

注意・この申請書の裏面に、福祉用具のパフレット等概要のわかる書類および見積書を添付してください。
 ・「福祉用具給付により改善しようとしている生活内容・動作・介護負担の軽減内容等」については、個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。
 ・「福祉用具貸与状況」、「福祉用具購入状況」については該当する品目に○をしてください。
 ・「住宅改修の内容」については、過去に行った改修内容、今回予定している改修内容について該当項目に○をしてください。

別記様式第23号、別記様式第25号および別記様式第44号の2中「印」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の草津市介護保険条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年3月22日揭示済み)

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則および草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第10号

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則および草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

(草津市病児・病後児保育の実施に関する規則の一部改正)

第1条 草津市病児・病後児保育の実施に関する規則(平成21年草津市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「保護者名 ㊟
(押印することに代えて、署名することができる。)

」を
「保護者名(署名)」に改める。

(草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部改正)

第2条 草津市児童育成クラブ条例施行規則(昭和61年草津市規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「 草津市長 宛

民設児童育成クラブ施設管理者 宛
(いずれかのにレ点を入れてください)

保護者氏名: _____ ㊟ を

「 草津市長 宛

民設児童育成クラブ施設管理者 宛
(いずれかのにレ点を入れてください)

保護者氏名: _____」に、

「 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ ㊟ を

「 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名(署名) _____」に

改め、「注 氏名については、記名押印または自筆による署名のいずれかにより記載すること。」を削る。

別記様式第4号中「氏名 _____ ㊟」

を「氏名 _____」に改め、「注 氏名については、記名押印または自筆による署名のいずれかにより記載すること。」を削る。

別記様式第5号中

「(ふりがな)

氏名 _____ ㊟ を

「(ふりがな)

氏名 _____」に、

「保護者氏名 _____ ㊟ を

「保護者氏名(署名) _____」に

改め、「注 氏名については、記名押印または自筆による署名のいずれかにより記載すること。」を削る。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月23日揭示済み)

草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第11号

草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則

草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則(平成10年

開発事業個別説明報告書			
No.1	氏名		
	住所		
	場所		
	日時		
説明者 氏名	説明内容 (回答含む)	氏名	質問内容 (要望事項含む)
No.2	氏名		
	住所		
	場所		
	日時		
説明者 氏名	説明内容 (回答含む)	氏名	質問内容 (要望事項含む)

※ 説明住氏の位置がわかる図面を添付のこと。(住宅地図等)

別記様式第12号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式中注3を削る。

別記様式第18号を次のように改める。

様式第18号(第10条関係)

都市計画法第34条第13号の規定による届出書

年 月 日

草津市長

宛

住所
氏名
電話

都市計画法第34条第13号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	届出者の職業 (法人の場合は業務内容)	
届出をする土地	2 所在および地番	
	3 地目および面積	面積 m ² 農地転用許可番号 年 月 日 第 号
4	権利を有していた目的	
5	権利の種類および内容	所有権、所有権以外の権利()
6	備考	

【申請にあたっての注意事項】

- 注1 1欄には内容を具体的に記入すること。
(自己用の住宅を建築する場合は書く必要はありません。)
- 2 2欄には届出に含まれる地域の地名、地番をすべて記入すること。
- 3 3欄には届出の土地が農地または採草放牧地であった場合は、農地転用許可年月日、番号も記入すること。
- 4 4欄には予定建築物の用途等を具体的に記入すること。
例 自己用住宅建設のため(専用住宅)
- 5 5欄には該当する方を○で囲み、所有権者以外の権利の場合は()内にその権利の名称を記入し、かつ、内容についても具体的に記入すること。
例：(借地権)○○△年△月△日に所有者 草津太郎氏(草津市草津三丁目13-30)と賃貸契約成立

(注 意)

- (1) この届出は、法第7条の区域決定の日、または区域が拡張された日から6ヶ月以内に市長に届け出てください。
- (2) この届出によって都市計画法による開発行為(土地造成等)の許可または建築の許可を受けたことにはなりません。
したがって開発行為または建築物を建築しようとする前に開発行為許可申請または建築物の新築の許可申請が必要です。
- (3) この届出をする際には法第7条の区域決定の日または区域が拡張された日までに表記の権利を有していたことを証する書類が必要です。またはその日から5年以内に限り届出事項の目的に従って開発行為または建築行為をすることが条件となります。
- (4) 都市計画法による許可のあとで、建築基準法による建築確認が必要です。

別記様式第19号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式中注4を削る。

別記様式第20号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改め、「印」を削る。

別記様式第22号中「草津市長 様」を「草津市長 宛」に、「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式中注4を削る。

別記様式第24号を次のように改める。

様式第24号(第13条関係)

工事着手届

年 月 日

草津市長

宛

住所
氏名
電話

開発行為に関する工事に着手したので、草津市開発行為の手続および基準等に関する規則第13条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1	開発許可番号	年 月 日 第 号
2	開発区域の所在地	
3	工事着手年月日	年 月 日
4	住所	
	氏名	
	連絡先	電話

- 注1 開発区域位置図と工事工程表を添付すること。
- 2 開発許可協議を掲示し、遠近から撮影した写真を添付すること。
- 3 緊急連絡体制表を作成し添付すること。

された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお従前の例による。

(令和3年3月23日揭示済み)

草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第13号

草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「、リハーサル室および楽屋（和室・洋室）」を「およびこれと同時に使用する施設」に改め、同項第4号および第5号中「および研修室」を「、研修室およびリハーサル室」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号中「㊟」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別記様式第1号および別記様式第2号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前になされた使用の許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

(令和3年3月24日揭示済み)

草津市立草津クリアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第14号

草津市立草津クリアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

草津市立草津クリアホール使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「、リハーサル室」を「、展示ホール」に改め、同項第4号および第5号中「、練習室展示ホール」を「、練習室、リハーサル室」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号中「印」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、別記様式第1号および別記様式第2号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前になされた使用の許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

(令和3年3月24日揭示済み)

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第15号

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年草津市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第17条第1項」を「第17条の2第1項」に改める。

第17条を次のように改める。

(降格)

第17条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。